

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月22日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

礮子ポンプ場処理水再利用送水管緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

礮子区新礮子町40番地

3 契約日

令和5年1月11日

4 履行期間

令和5年1月11日から令和5年3月31日まで

5 契約金額

¥1,320,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥120,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 宮本土木株式会社 代表取締役 宮本 賢浩

所在 横浜市礮子区田中2-21-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事の対象となる処理水再利用送水管は、礮子ポンプ場にある汚水・雨水排水ポンプの潤滑水及び沈砂池の除塵機・揚砂機等の洗浄水として必要なろ過水を南部水再生センターから送水する公道下の埋設配管です。

本配管からの漏水により、下水道施設建設予定地より根岸湾にろ過水が溢れ出すとともに地中の空洞化による土地の陥没の危険があり、施設の維持管理に多大な支障を来す恐れがあるため緊急に修理する必要があります。

上記の理由により、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

宮本土木株式会社は、現場近くの礮子区内で施工中の事業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している宮本土木株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター